

京都市教育委員会教育長告示第12号

京都市子育て支援総合センターこどもみらい館条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市子育て支援総合センターこどもみらい館に置く子育て図書館を次のとおり臨時に休館します。

平成16年12月17日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

臨時に休館する日 平成17年3月7日から同月11日まで

(子育て支援総合センターこどもみらい館総務課)